

発議第1号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月17日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

川端康史

赤松良寛

森下佐知子

山野麻衣子

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「、報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。